

■ 多言語FM放送 ■

【確定申告】

今回の「香夢音 I-PAL」は、確定申告 です。

確定申告を御存じですか。

日本人だけでなく、外国の方であっても、日本国内で個人の所得がある場合は、収入に応じて所得税を国に支払う義務があります。

確定申告とは、その年の1月1日から12月31日までの収入に応じて納税するため、自ら税務署に申告するもので、場合によっては払いすぎた税金を取り戻す場合もあります。

申告時期は、来年2月16日から3月15日までの1か月間です。

会社に勤めている人は会社が一括して税金に関する手続きを行ってくれますから、確定申告をする必要はあまりないかもしれません。会社では、源泉徴収と言って、毎月の給与の支払いの際に一定の所得税を給与から徴収して、税務署に納付しています。

しかし、年によっては個人の年収額も変わりますし、住宅を購入した人や子供が産まれて扶養家族が増えた人などは、税金の控除を受けられますので、納めた税金が戻ってくる可能性があります。そのために会社員の人は年末に年末調整をいうものを行い、税金の納付や還付を行っているのです。

自分で確定申告を行わなければならない人は、個人事業主の方や、会社員でも自分で申告しなければ控除を受けられない医療費控除を受ける人や初年度の住宅ローン控除を受ける人などです。

また、会社員でも2箇所以上からの給与所得がある方や給与以外の所得のあるほとんどの方は、確定申告をしていただく必要があります。

アルバイトやパートの人でも所得税は給料から自動的に引かれていますから、確定申告をして税金の還付を求めることができます。

確定申告が必要ない人は、サラリーマンの人で特別な控除を受ける必要の無い人、専業主婦など無収入の人、収入があっても所得控除を引くと税金がかかる所得が0円の人などです。

また、年末調整後に扶養家族が増えた場合のほか、扶養控除申告書などの年末調整を行うために必要な書類を会社に提出していなかった場合、年の途中で退職された場合には、確定申告をすることによって税金が還付される場合があります。

税金に関することは、日本人にとってもわかりづらいことが多くあります。わからないことがあれば、近くの税務署へご相談ください。日本語が十分には話せない方は、知りあいの日本人と一緒にいってもらうといいでしょう。

COME ON! I-PAL

英

来週は中国語放送ですので、次回の英語放送は再来週1月16日日曜日の午後8時55分から、「日本の学校」についてお送りします。

-

中

来週は英語放送ですので、次回の中国語放送は再来週12月26日日曜日の午後8時55分から、「日本の学校」についてお送りします。